

天領

第 3 号

1982年6月



大田邇摩法人会会報

目 次

川内富美夫氏の私の見た山陰経済	1
一年を振り返りかえて	2
企業訪問 わが社の経営方針	3
お知らせ 全法連会員大会	4
税務調査から見た非違事例	4
昭和五十七年度税制改正の概要について	5
将棋コーナー	5
金地金の魅力	6
相談コーナー	7
改正商法における株式及び株主総会	8
雑 感	9
第一回法人会ゴルフ大会	10
囲碁コーナー	10
ミニ税務コーナー	11
通信コースで総務管理士に	12
編集後記	12

温泉津の町家

邇摩郡温泉津町は、石見銀山が背景となっていたため、温泉町としては、全国のどの温泉より歴史が多彩です。

石見銀山は周防の大内、出雲の尼子、安芸の毛利の諸将により、支配権争いが果てしなく続けられ、そのころ銀の積出し港だった温泉津の名をとり、石見銀山が温泉銀山と呼ばれた時もありました。

江戸時代になると、銀の輸送は陸路に変わりますが、幕府は温泉津の地銭（宅地税）を免じ、銀山を支える商人街として育成をはかり、今の湯町は京見世と呼ばれ、におやかな土蔵のある町家が、昔を語りかけます。江の川の舟運が盛んなころ、三次から運ばれる石灰が、品のよい白壁の原料となりました。噺で、かまぼこ型に盛りあげた「なまこ壁」など、温泉津は遠い郷愁のある町です。（石村禎久記）

表紙写真 天領 温泉津庄屋敷のなまこ壁
題 字 鈴木大東氏

講師 日本銀行松江支店長 川内富美夫氏

私の見た山陰経済

二月五日仁万屋大ホールに於いて、日本銀行松江支店長をお招きして、講演会を開催した。講師は、海外支店の勤務で国際的な視野も広く、また、当県へは二度目のため、山陰の特性を第三者の立場で深く理解されていて、山陰経済の現状と、今後の進むべき道を解りやすく講演して頂きましたので、その内容を紹介します。

立春特別講演会



川内富美夫氏のプロフィール

昭和33年3月 東京大学経済学専攻
4月 日本銀行入行
(計理・松江、江、
調査・ロンドン)
53年5月 大阪支店営業課長
55年10月 松江支店長

世界経済の長期停滞化の中で、昨年の日本経済は輸出の好調が反映して、欧米先進国より高い経済成長率であったにも拘らず3、4%であった。政府として景気刺激をしようとしても、欧米の不景気による輸出の低下、円安、海外金利高による公定歩合の引き下げも出来ず、また大量の赤字国債で財政的にも望めず、今後低成長が続くであろう。

山陰経済では昨年の農産物の増収によるプラスの反面、住宅関連産業が停滞している。本年度はくにびき国体の開催による観光産業が期待される。

山陰経済の特色

一、過疎地域である。
人口密度は全国平均の四割である。

二、農業、漁業、観光、住宅産業が中心である。

労働生産性の高い製造業の割合が全国平均三〇パーセントに対して、一七パーセントであるため、県民所得は全国平均の八〇パーセントしかない。

三、財政依存型の経済

国の財政支出が一人当たり全国で二十万円が、島根県は三十五万円に達している。

四、気質の面では

勤勉性と資質が優秀である反面、保主性が強く、地域間の対立感情が強い。

将来、山陰経済が発展するための条件として

一、労働生産性の高い製造



(1) 既設空港の整備と石見空港の新設

(2) 鉄道の電化、複線化によるスピードアップ

(3) 道路網の整備、特に中国自動車道への幹線道路の整備が必要

(4) 通信網の拡充

(5) 中海、宍道湖の淡水化による工業用水の確保

以上の事を整備し、生産基盤の確立、生活環境の改善が実施されれば、将来工業立地の重要な条件であるエネルギー供給については

中国電力の計画である、島根原子力発電所の増設、三隅火力発電所等、電力の供給地として有利な条件が備わっているのが有望である。

二、観光産業について

現在山陰の観光産業は約千億円、米の生産額より多く基幹産業である。

観光資源も多く、将来性があるので、その開発に当たっての創造的発展は民間の活力が先導すべきであり、行政はその強い要請を受けてバックアップをするのが望ましい。

三、気質の面について

勤勉性、資質の優秀性だけでなく、積極性を出し、悪い対立感情を少なくして進歩発展が出来る意識革命が必要である。

以上、この講演をお聞き出来たものと思います。

この講演会開催に当たっては、島根中央信用金庫の講師先生のご紹介をいただき紙面を借りましてお礼申し上げます。

一年を振りかえって

石見大田税務署長 米原 強



法人会員の皆様方には、ますます御清栄のことと会報をかりましてお慶び申し上げます。

さて、昨年七月二十日に当署に参りましてから早や一年が経とうとしています。過ぎてしまえば短かったし、一つ一つ皆様方との出会いを振りかえってみますといろいろと御理解御協力を賜った事柄がよみがえり、一年の年輪を感じている今日この頃です。

当地は、会報の題名にもなっています天領で、長い歴史とよき伝統に加え、自然環境との調和に、はぐく

まれた人間味の豊かな地域で、何事にも熱中ができて、充実したときを過し、また対人関係も円滑に過ごすことができましたことに対して感謝申し上げますとともに、厚くお礼申し上げます。

法人会の歴史をひもといてみますと、故竹原清造氏が昭和四十七年に当会長に就任されてから陣頭に立ち、好ましい納税環境づくりに心血を傾注され、今日の基盤づくりが出来上り、着任のときは、創立二十五周年記念式典を前年に終わられた輝かしい歴史と伝統をもった法人会でした。着任時は故竹原清造氏は、国立島根医科大学附属病院に入院中で、あいさつもできなかったのですが、八月七日に附属病院へお見舞に行きました。点滴、その他

の治療中のためお話もできず、名刺をお渡しして目礼し、お元気で退院されることを期待して帰りました。結局、御高説を拝聴して御指導を受ける機会がなかったことはかえすがえすも残念なことでした。

しかし、薫陶を受けられた多士済々の後継者が育つておられ、昨年度は意志を引き継がれた後継者により財政基盤の確立が図られ、事業活動も一層活発化し、活力ある法人会となりましたことは、役員及び会員の皆様方の御努力の賜ものであり、深甚なる敬意を表しますとともに感謝申し上げます。次第でございます。

私は仕事を通じて「人を理解し、説得し得るのも、また最後に自分を支えてくれるのも教養である」ということを痛感していました。法人会のメリット論がよく出ますが、法人会は会員相互のコミュニケーションによる自己啓発の場であり、異業種の経営者と友人とな

り、また仕事のノウハウを知る機会ともなり、いろいろなことが学べるのではないのでしょうか。それが自分で見つけられなければ時間とカネの無駄だと思われる次第です。

法人会がこのように活々発展したのはも組織部会の会員増強運動の展開、事業部会の魅力ある催し物の企画広報部会の会員相互のコミュニケーションによる人間

の触れ合いなど、組織力を十二分に発揮された活力ある活動の賜もので、会員各位の幅広い教養が得られる会となりましたことは誠によろこばしく御同慶に堪えません。法人会加入率は、約七〇％で広島国税局管内で四位となっております。これは法人会の努力はもちろんですが、関与税理士先生方の格別の御理解と御協力が得られた結果であります。税理士会大田部会の会員の皆様方に衷心より感謝申し上げます。今後の会員増強運動目標は全国ベスト10を

めざして一層の推進を図って頂きますようお願い申し上げます。

低成長時代の企業経営はなかなか厳しいものがあるかと存じますが、従来の量的拡大から質的充実へと発想の転換も必要ではないかと存じます。したがって経営方針も売上から利益中心の考え方が必要で、ムダを省き、費用効果をとことん計算したうえで、徹底した合理化を実践していただきたいものと存じております。どうか、今後とも申告納税制度の推進と納税道義の高揚につきましては、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、会員皆様方の事業のますますの御発展御隆昌と経営者各位の御健康をお祈りしてごあいさつとさせていただきます。



企業訪問

わが社の経営方針



有限会社 森崎窯業所

取締役社長 森崎 禎 璋

資本金二千八百万円
従業員 六十九名

私達石州に生まれたものは、幼小より土に親しみ土の恩恵を受けて暮らしてまいりました。

ご存知のように当地方は、良質の粘土を産出するため古くから窯業が盛んで今日まで数多くの瓦作りの天才を輩出してまいりました。そのため石州瓦の名声は、全国津々浦々に広まると共に市場も拡大の一途をたどり今日に至っております。昭和三十年代から四十年代にかけてのわが国の高度経済成長にのっかり、住宅関連産業は需要が飛躍的に増大し、そのために近代的生産設備の必要性に迫られ

我々業界共々に量産システムを導入することとなりました。

我々はこのことを窯業を工業に転換させる時代の要請と受けとめ、省エネによる最新鋭完全自動化生産設備を完成したのでございます。このことは機械技術に対する伝統的技術の相対的役割りの低下を意味します。そして、残念なのは伝統的瓦作りの誇りと気質が今や昔語りになろうとしていることです。

我々土に根ざした者は土に感謝し土を活かすことを喜びとした石州人の心を失ってはならないと考えてお

ります。

森崎窯業は、このもの作りの精神を「機械技術の中に伝統技術を再開発する」ことに求め、より優れた瓦作りに精進いたしております。

会社の生い立ちは、昭和十七年十二月に今は亡き先代森崎稔が、現在の地に昔ながらの登り窯を築造し、営業を開始し、あの大東亜戦争中から終戦後に約十年間の昭和二十七年七月まで苦しい経営にもめげず、一生懸命に努力し他界致しました。

そして、昭和二十八年十一月に資本金八十万円を以って有限会社森崎窯業所を設立し、当時の登り窯を活かして焼成をつづけておりました。ところが、昭和二十年代の終り頃から江津市に山陽バルブ工場「現在の山陽国策バルブ工場」が進出し我々の燃料になる松雑木を高値で買いしめたために我われは一時ピンチの状態になって来ました。そこで、

何とか生きて行かなければと思ひ、当時製材工場が数多くあるのを思い出し、製材木皮を分けていただくようお願いし、さらに商店に雑割木が積んであるのを見つけて売っていただいた事もあります。

その後、石炭をたき低圧バーナーによって重油を送り込み焼成をつづけておりました矢先に、県で近代設備にかかる資金（設備近代化資金）の受け付けが始まっている事を聞き、早々に県に出向いて係に相談の結果、昭和四十三年一月に申請、同年六月に内定し、工事着工翌四十四年一月に第一号トンネル窯が完成致しました。

ついで四十七年に第二号トンネル窯も完成させ、生産能力は日産一万枚程度となりましたが、当時は売行き好調で、まだまだ品不足で得意先の期待にそえない状況でありました。ところが、今度はご存じの第一次のオイルショック

がおそって来ました。燃料のカットによって生産も低下し、品不足に追い打ちをかけられたのでございます。その後、また第二次のオイルショックがおそい、我々業界も二度にわたる石油ショックで何とかこの時期に省エネによるトンネル窯を考えなければと思ひ、窯業社と再三にわたる検討をつづけた。

そのころ同時に業界の一部で、石州瓦を公共施設にも使っていたくにはJISの認可をとる事だと協議し、早々にその準備をすすめて、五十一年には業界中四社目に日本工業規格表示許可工場に認定を受けました。

その後、前にのべた省エネによる設備の一応のこたえがまとまったので、五十二年に第二工場省エネ最新鋭完全自動化生産設備の完成を見たのでありますが、当初の見方は、重油11で平瓦を五枚焼く計画のものが、重油11で平瓦四枚位

しか焼けず、ちよつと計画はずれであったが、色々研究しつづけ、今日では1日で約五枚は焼けている。

ついで、第一工場の旧窯をこわして、これも五十五年六月に省エネ窯に改築して今日に至っております。

現在は、日産約三万五千枚生産し、販路は中国五県はもとより、九州・北陸まで拡大され、わが社の特約店は四十店を数えるに至っております。

売上高も年々上昇してはおりますが、最近のわが國の新築建築戸数が一三〇万户台が一〇万户台に急落し、今日の現況は誠にきび

しく販売価格も競争に競争し、安定価格の維持すら出来ない状況に至っております。したがって、利益率も低下し、これからの経営は益々悪化する様相であります。

最近、我々の産業の源になつてゐる粘土についてはテレビ新聞等できびしくとりあげられていますが、これらの問題解決を考えますときに我々自身が相手の立場に立つて考えなければならぬ事だと思ひます。

そして、何事もない安定した経営を続けて行く事が私達の使命であると考えます。我々は、この時こそ従

業員共々一丸となつて石州ゆのつ瓦の本来の目的を達成する為にも、土の恵みに感謝し、土を活かしてより高度な品質を作り、お客様得意先に喜んでいただけるよう努力に努力を重ねて頑張つて行く所存でございますので、今後とも暖かい御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

おしまいにわが社の社是を以つて挨拶と致します。

和を以つて努力し
信頼される製品を通じて
社会の為に奉仕し
誇りを以つて邁進し
ます。

税務調査から見た非違事例

PART 2

同族会社において

多い経営者の個人的

費用の会社負担

税務調査において、最近よく見受けられる非違事例として、個人的色彩の強い

同族会社において会社の首脳者の意思により、私意的な意思決定が行われ、ともすれば会社を私物化していると思はれる次のような事項がありますので、今後の

決算期においては充分ご検討のうえ正しい申告と納税をいただきますようお願いいたします。

特定の役員や使用人に対し、勤務の実績がほとんどないにもかかわらず、不相当な報酬を支払つてゐるもの。

四、代表者等の退職により不相当に高額な退職金を支払つてゐるもの。

五、代表者及び会社役員に対し法人所有の社宅又は法人が他から借り受けた住宅などを無償又は、低い家賃により貸与してゐるもの。

六、代表者等に対して金銭を無償又は通常の利率よりも低い利率で貸付けしてゐるもの。

七、代表者及び会社役員だけを対象とした、被保険者及び保険金受取人をその役員とする掛け捨ての生命保険契約に加入して、その保険料を負担してゐるもの。

お知らせ

全法連会員大会

— 広島 —

本年度の全法連会員大会は、中国地方法人会連合会及び広島法人会連合会の協力により、広島市にて開催することになりました。

従来は、夏季特別研修会

として実施してきましたが本年度より、「会員大会」として実施することになりました。多数のご参加をお願い申し上げます。

— 会員大会要領 —

一、日時 七月二十三日(金)

二、場所 広島郵便貯金会館

(広島市中区白島北町)

一、内容

(1) 第一部 会員大会

(午後二時三十分～三時)

(2) 第二部 記念講演

講師 評論家 堺屋太一

一、懇親会 広島グランドホテル

三、代表者の親族等である

(石見大田税務署)

昭和五十七年度税制 改正の概要について

昭和五十七年度においては、行財政改革による歳出の抑制を中心とした財政再建が進められているところであり、税制面においては、税負担の公平確保を中心として、法人税に関して次のような改正がありました。

(主なものについてまとめられています)

一、法人税法関係

(1) 延納制度の縮減
確定申告による法人税額に係る延納割合が四分の一以下(改正前二分の一以下)に引き下げられるとともに、中間申告(予定申告を含む)による法人税額に係る延納制度は廃止となりました。

●適用時期等
昭和五十七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税から適用する。ただし、昭和五十七

年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間申告書で、昭和五十七年六月一日前に提出期限の到来するものについては、なお従前の例による。

(2) 貸倒引当金の法定繰入率が次のとおり引き下げられました。

種別	改正前	改正後
第一種	16/1000	13/1000
第二種	16/1000	14/1000
第三種	16/1000	18/1000
第四種	12/1000	10/1000
第五種	12/1000	11/1000
第六種	10/1000	10/1000
第七種	10/1000	10/1000
第八種	10/1000	9/1000

※他の事業 10/1000 (改正なし)

●適用時期等
(一)内は昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に終了する事業年度分に適用する。

二、租税特別措置法関係
(1) 価格変動準備金制度について
価格変動の著しい物品

以外の物品が対象から除外されました。

●適用時期等
昭和五十七年四月一日以後に開始する事業年度について適用する。

(2) 交際費課税制度について
支出する交際費等が次の限度額を超える部分の金額は、損金に算入されないこととなりました。

① 資本金が一〇〇〇万円以下の法人 四〇〇万円
② 資本金が一〇〇〇万円を超え五〇〇〇万円以下の法人 三〇〇万円
③ 資本金が五〇〇〇万円を超える法人については交際費等の全額が損金の額に算入されない。

●適用時期等
昭和五十七年四月一日以後に開始する事業年度について適用する。

(3) 土地譲渡益重課制度(土地譲渡益に二〇%加算する制度)について
その対象を短期所有土地等(改正前昭和四十四年一月一日以後に取得した土地)の譲渡とする。

「短期所有土地等」とは、その取得をした日から引き続き所有していた土地等で所有期間(取得した日の翌日から譲渡等した日の属する年の一月一日までの所有期間とする)が十年以下であるものをいう。

また、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例についても、減価償却資産への買換えの対象となる土地等、建物又は構築物等で、所有期間が十年を超えるものとする。

●適用時期等
昭和五十七年一月一日以後の譲渡について適用する。

(4) 特定設備等の特別償却及び低開発地域等における工業機械等の特別償却について、その償却割合を縮減されたものもありますので、昭和五十七年四月一日以後に取得したのものについての適用にあたってご注意ください。

将棋(一)ナ(一)

(問題図) ▲先手持駒角二 一三四五六七八九

9	8	7	6	5	4	3	2	1
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

▲先手持駒角二

ヒント
図面で▲9三飛を△9三玉と取られては問題になりません。といって詰将棋ですから玉手をかけながら飛車を動かすには▲9二飛成よりありません。それでは△7三玉と上られて玉を大海に逃してしまします。たとえば角二枚の持駒を使つて玉手をかけることがわかります。角の打場所はいろいろありますが、さて、どこに打つ手でしょうか。
七手10級の問題です。
■解答は12頁にあり

金地金の魅力

榊平和商会代表取締役社長 秋田俊郎



換され衣食住がこと足りる特殊性がある。このことは陸地続きの国々の住民にとつては一種の生活の智慧なのであろう。

戦後わが国でも漸く一九七三年に金輸入自由化、一九七八年金輸出自由化により大分関心が高まりつつある中で最近では日本国内にも公設先物市場も開設され、一部の金融機関の窓口でも金が取扱われるようになり漸く大衆化されつつある。

島国である日本は、歴史的に見ても外国から侵略されたことがない。それに日本程、貨幣が国民に信頼されている国も少ない。このような背景のため日本では金に対する認識も薄く財産の一部として金地金を保有する習慣は稀薄である。しかしヨーロッパ各国や中等陸地続きの国々に目を向けてみると、金を財産の一部として保有する家庭が少なくない。少しラフな表現だが国境を越えて何か異変が起り、一夜にして家屋が塵に帰すことがあつても、保有した金地金は国境を越えた外国でも直ちに物と交

スクに、はつと息をのんだ我々の驚きと同質のものだったかも知れない。正確な年代は不明だが、金は紀元前五千年頃には簡単な装飾品として人びとの生活のなかに入り込んでいた。史実に残るものとしては世界最古の都市シュメール（紀元前三千年頃）の廢墟から、黄金を使った遺品が発見されている。

妖しく輝く金には、金属としてもう一つの魅力があった。それは展延性（一グラムの金が、長さなら三メートルに伸び、たたいて金箔にすれば〇・〇〇〇〇八ミリの厚さにできる）に富み、ほとんど変色、腐蝕することがないという優れた特性である。よく知られているように、原始時代の物々交換は、やがて貨幣の代替物（例えば、貝、鯨の歯、巨石など）を必要としそれらは社会の進歩とともに金属に変つていた。なかでも金は、その不易性により特に重宝がられた。

わが国でも時代劇に登場する大判、小判。この楕円形の貨幣の大きさは、金貨として世界最大のものだった。大判、小判が最初に鑄造されたのは室町時代である。これは室町時代に建てられた金閣、銀閣を見てもわかるように、金、銀の産出が多く、鑄造技術も発達していたことによる。

当大田税務署管内にも、表題の如く天領として殷賑を極めたと伝えられる石見銀山がある。織田信長、豊臣秀吉の治世であった天正年間になると鑄造される大判、小判は質、量ともに多彩をきわめる。特に秀吉は、全国の主要な金鉱山を直轄統治して貨幣制度の基礎を作ったことと知られる。また彼の鑄造した天正鑿大判、天正長大判、大開大判などは、その性格を反映してかとても派手で超大形。質も優秀だった。徳川幕府は秀吉に引き続いて貨幣制度の確立に力を入れ、金座、銀座、銭

座などの鑄造所を設置した。そして金貨の種類も大判（十両）、五両判、小判（一両）二分判、一分判、二朱金、一朱金と多くの種類が出まわった。このように金地金は、その稀少性と多角的用途によって古い歴史と幾度遷を経ながら、宗教的権威の象徴、政治的権力の象徴、あるいは交易の決済手段として今日に至り、最近では装身具はもとより、家電機器、電話機器、電子関係の微少部品として、我々の日常生活に欠くことのできない密接なつながりを持つと共に、財産の長期保全として重要な地位を確保しつつある。現在、わが国で取引されている金地金はすべて、フオーナイン（純度九九九九）の純金である。金は刻印が保証となり、紙の証明書は不要である。最近では外国の刻印の入った物も多いが、「貴金属地金協会」に所屬している業者名の入った地金を信用のおける店で購入、

ゞされることががのぞましい。
一般的に種類としては、
金地金Ⅱ2kg、1kg、五百
三百、二百、百、五十g。金
板Ⅱ五〇g、三十二二十五
二十、十、五g等があり、希

相談コーナー

【質問】当社の役員が海外視察に出かけることになり
ました。その渡航旅費等
は全額会社の損金として処
理してよろしいでしょうか。

【回答】近年のように海外渡航が盛んになってきますと、渡航旅費等についての処理には苦しまれることが多いのではないかとと思われます。

一口に海外渡航といっても様々で、商社マンなどであれば、各国を飛びまわることも当り前のことですがこれが役員の業務渡航ともなればいささか話は変わってきます。

というのは役員の海外渡航といえば、仕事というよりは、むしろ観光主体と受けとられがちである為です。そこで税法ではいくつか

望に応じて必要量の金地金、金板が調整できる。ただし
金地金の定義は四角であること、素材以外の丸棒型等に
したものは加工品として、
一五%の物品税がかかる。

の法令を定め、それに従って判定することになってい
ます。

例えば法人の業務遂行上必要な渡航かどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間などを総合勘案して判定しますが、次に掲げる旅行については原則として業務遂行上必要な海外渡航には該当しないとされています。

- ① 観光渡航の許可を得て行う旅行。
 - ② 旅行あつせんを行う者が行う団体旅行に応募してする旅行。
 - ③ 同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの。
- 又、業務と観光を兼合せ

た旅行については、業務上の部分と観光部分を区分して、業務上必要な部分のみを出張旅費として損金処理することを税務上認めていきますので観光部分については当然その役員又は使用人に対する賞与として処理することになります。

仮に法人が役員の海外渡航費を全額出張旅費として損金処理してあれば観光部

分は役員賞与として認定されることになり、法人、個人を通じたダブル課税を受けるわけですが、この場合でも法人が役員に対する貸付金として処理し、その役員から返済を受ける形にすれば認定賞与の問題は生じないので、少なくともダブル課税は免がれることが出てきます。

僅かに貸付金については

利息を徴収しなければなら
ないことになっていて、た
利息相当分の課税が発生す
ることになるのですが、こ
れも少額の場合には課税関
係は生じないので貸付金の
精算で済むことになります。
海外渡航については問題
が生じやすいので旅行内容
を再度チェックされ処理さ
れたら如何でしょうか。

(竹下税理士)

保障額の目減りにご注意ください！！

経営者大型総合保障制度の すぐれた中途増額システム

保障額の見直しを

法人会の「経営者大型総合保障制度」の保障期間は十年ですが、ご加入当時は満了できる保障額も、その後の物価上昇や企業自体の成長など諸情勢の変化により、十年の間には保障額の見直しが必要な場合も発生します。ところが、いったん生命保険や傷害保険に加入されると、その金額が時々の経済状況にワッチしたもので、なかなかアップされる方は意外に少ないのです。

数々のすぐれた特色を有している法人会の「経営者大型総合保障制度」は、保障額の見直しに際して、他の制度にはないすぐれた中途増額システムを用意しております。



これは避けられません。適正保障額の維持のためにも、中途増額でスムーズに対応できます。

② 役位、職階の昇格にあわせて対応保障額を増額できます。

「経営者大型総合保障制度」と「役員退職慰労金規定」とを連動することにより、昇格役員の方については、規定とにらみあわせて保険コースを変更することができます。

④ 医療・休業・成人病などの保障内容も一段と充実します。

中途増額は、とりもなおさず上記の保障コースへの変更を意味しますから、死亡保障はもちろんです。医療・休業・後遺障害・入院・手術・成人病保障に至るまで保障内容の一段の充実が図れます。

- ① インフレに對應して、時代にマッチした保障額を増額できます。
 - ② 加入当初に設定いただいた保障額加入時の年齢を基準として増額を算定し、時代の変化とともに目減りしていく
- 中途増額システムのメリット
- ① 承知のとおり、「経営者大型総合保障制度」は掛捨ての保障で、一般的に高年齢になるに従って掛金が高くなります。中途増額は増額時の年齢ではなく、ご加入時の年齢を基準として増額を算定し、時代の変化とともに目減りしていく
- 中途増額システムには、以上のようなメリットがありますが、ご加入後一年未満の場合にはその取扱いがご不明な点など、制限がありますので、詳細については大同生命・A111にご相談ください。

改正商法における

株式及び株主総会

最近我々の身近の会社でも期限内に定時株主総会を開催する会社が徐々に増加して来ているようですが、まだ期限内に定時株主総会を開催していない会社もまだあるようです。

ご存知のように会社の一事業年度が終了すると、取締役は三か月以内に定時株主総会を招集し、貸借対照表、損益計算書及び利益金処分案（損失処理案）その他必要事項について決議する事としています。

この総会における決議は通常の場合発行済株式の総数の過半数に当る株式を有する株主が出席し、その議決数の過半数を以て決議する事となっていますが、この議決数の基礎となる株式の単位について今回の商法改正で次のような改正が行われています。

(1) 新設会社の株式単位の引上げと端株制度

改正商法においては会社の設立に際して発行する、額面株式の株金額は五万円を下する事が出来ない事となりました。現行商法においては昭和二十五年の商法改正の際に額面株式の株金額が五〇〇円以上に引き上げられて今日に至っているが、物価の比較等から今回の改正で五万円以上としたものであります。

この改正に伴い新株発行以後に増資等による一株未満の端株が生じた場合に、会社はこの端株の数、端株主の住所氏名を端株原簿に記入することとしました。又端株主は会社から端株券の交付を受けて端株を譲渡する事が出来るが端株主の権利は株主の権利に比較して相当制限されています。

(2) 既存会社の株式単位の引上げと単位株制度

単位株制度とは株式単位の引上げを目的として定められた制度で、一定数の単位を定め（原則として五万円）単位の株式ごとに完全な株主としての権利を認める制度で単位株式には自益権のほかすべての自益権が認められるが、単位未満株式については自益権は認められないが共益権は認められる。簡単に言えば、単位株主には利益配当請求権のほか議決権が認められるが単位未満株主には利益配当請求権は認められるが議決権が認められなくなり、株主総会の招集通知を受ける権利も認められなくなる。

この単位株制度は会社の株金額が五〇〇円の場合、原則として一〇〇〇株をもって一単位とし、株金額が五〇〇円であれば一〇〇株をもって一単位とすることとなる。

この制度は株式が証券取引所に上場されている会社に対して強制的に適用されますが非上場会社についても定款に規定する事によりこの単位株制度を採用する事が出来ます。零細株主を沢山かかえられている会社では考えて見られたら如何でしょうか？

(3) 親会社株式の取得制限

従来子会社が親会社の株式を取得する事については何の制限もなく子会社は、自由に親会社の株式を取得出来、しかも子会社が所有する株式につき親会社の株主総会において議決権を行使する事が出来ました。

しかし、改正商法においては子会社は合併等特別の場合を除いては親会社の株式を取得する事が出来ない事となりました。

その結果、子会社が、例外として親会社の株式を取得した場合は、または従前から、子会社が所有していた親会社の株式は改正商法施行後、相当な時期に処分しなければならぬことになりました。

(4) 相互保有と議決権の制限

経営のたれあいを防ぐ目的で設けられた制度で、甲会社が乙会社の株式又は出資の二五％超を持つていると、乙会社が甲社株を保有していても甲社の株主総会で、議決権が行使出来ない。この制限に反して議決権の行使をさせたときは総会決議の取消しの原因にもなるかと解されているので、注意が必要であります。

(5) 株主提案権

これまで株主総会の議題を決めるのは取締役でしたが、改正商法のもとでは発行済株式の総数の一％以上あるいは、三〇〇単位以上の株式をもって株主に議題の提案権が認められる事となりました。

以上改正商法における株式、株主総会の改正点について我々にも関係ありそうな点を、概説して来ましたが、これを機会に更に深く研究され会社の今後の運営の参考にされればと思うのであります。（渡辺税理士）

雑感

山陰合同銀行大田支店長 金子昭一



大田邇摩法人会の会員のみなさま平素私ども銀行お取引につきましては、格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、最近の景気動向につきましては、既に新聞・テレビ等の報道で高承の通り、大企業の設備投資はゆるやかながら堅調を維持しているものの住宅投資や中小企業の設備投資は依然として低迷を続けており、個人消費も盛り上がりが見られぬ現状であります。

また公共投資も工事は減少し、輸出も米国景気の低迷を背景に引き続き鈍化傾向を強めているようです。

一方、金融面で企業の資金需要をみると、期末決済資金等の季節資金需要に加え、一部では景気回復の遅れから後向き資金需要に増加の兆しが窺われているものの、増加運転資金や設備資金需要とも目立った動きはなく、全体としては依然落着いた動きを続けております。

ちなみに山陰経済を概観してみますと、全体的には停滞感が強まっていますが企業収益の堅調、住宅建設の持ち直し、さらに本年度公共事業の前倒し効果が出てくるなど、プラス材料もあるとはいうものの回復感の乏しい展開が続くだろうといわれています。

これを業種別に動きを見ますと、木材、合板、紙、パルプ、農業機械、繊維などは実需が依然として弱く、

減産体制を続け、また建設は年度替わりの発注端境期でもあり工事量が減少しております。

以上、最近の経済情勢をマクロ的にみますと、景気の回復は一進一退で早期直りは困難と予想されますので、今後の企業経営も厳しいものと思われまます。

そこで、先日楠田辺経営の社長、田辺界一氏が発刊された「乱世を生き抜く経営」という本の中から一部を紹介してみたいと思っております。

- 一、経営者受難の時代
 - ・死にかかった魚は頭からくさくなる。
 - ・つぶれかかった会社は、社長自身がおかしくなっている。
 - ・適当なスプーンを得ればツボはひっくりかえらな
- い。
- ・適当な経営者がおれば、会社はひっくりかえることとはない。
 - ・会社をつぶすも残すも経営者次第だが、80年代は

乱世の時代、経営者受難の時代である。

二、会社が生き残ることがむずかしい時代

一六五万の会社があつて七〇%が赤字、三〇%が黒字、約五十万社黒字経営だ。百万円でも三百万円でも赤字にちがいないが、税利益四千万円以上となると五万社しかない。僅か三%である。税利益二億円以上の会社が一万社。

高度成長時代には七〇%黒字、三〇%赤字、この七

対三が低成長時代になって逆転。会社が生き残ることがむずかしい環境だ。環境による景気利潤をひねりだす時代である。どんな環境になろうと稼ぎ出し、生き残るのがプロ経営者だ。

三、全天候型経営が肝心

中国の言葉に「易けれど危きを忘れず、存ずれども滅びるを忘れず、治まれども乱れるを忘れず」というのがある。

乱世の時代は、泰平の時代とちがって安定が長く続

くものでない。流れがすぐ変ってくる一波乱万丈だ。どのようにでも対応できる全天候型経営が肝心。

四、トップの経営姿勢が勝負を決める。

リスクを予知し問題点を抱えこむ。寝ても起きても問題点解決のカギを探してどん底まで考えぬく。どんな情報でも問題点解決に結びつけることはできないものか——結合魔である。

五、経営者のロマンと無私の心が大切。

平和の時代とちがって乱世の時代だ。下の目がじつとトップを監視している。空気づくりとよく言われるが、集団のムードが問題だ。経営者の頑固な信念、情勢に対する適確な見通し、タイムリーな決断と行動、部下を思う心情、ロマンと無私が求められる。

六、乱世を生きぬく智慧

これからの時代は、これまでの行き方の延長ではやっつけられない。不測の時代

(以下10頁に続く)

(前頁より続く)
 リスクの時代であるだけ、「不易流行」をかみしめ、変ってほならないものと、変えてゆかねばならないも

の、不易と流行である。等々現代の世相、経済状況に要を得た言葉でありましたので、ご紹介いたしました。

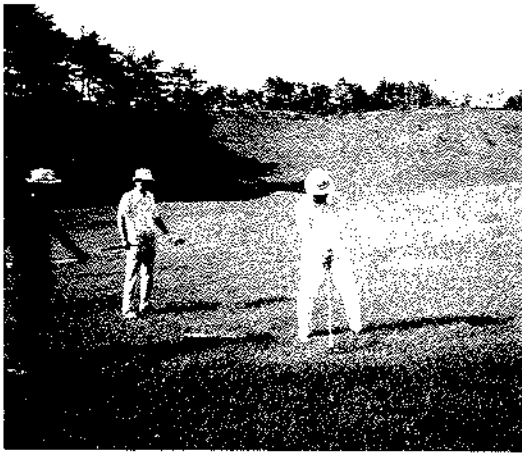
第1回 法人会 ゴルフ大会開催

優勝 西村禎二氏

(浜覚肥糧株)

大田遼摩法人会は、会員

の親睦をより一層深めるた



当日は、石見大田税

務署・米原署長にも特別参加をして頂き、大会ムードがより一層盛り上がる中、いよいよスタート。参加者全員が見守る中で、大田遼摩法人会々長天崎正一氏の始球式、白球は白煙を上げて春の青空の中へ消え去った。

引き続き一組より順次、コースへ出ていったのであるが、参加者の中には初心者が多数のため、途中ではいろいろと珍プレーの続出であった。

各組共、日頃のゴルフ仲間には全員シード、当日始めて顔を合せる人達で組を編成したものの、十年以上の友達のごとく親しくプレーを行う等、会員同志の親睦の輪が、より一層広がったようである。

昼食時には、皆それぞれスコアーを見せ合うなど、和気あいあいの内に午後の部へと移っていった。

表彰式

午後四時より同ロビーに

において、表彰式が行われ、青木幹事長司会のもとに、成績発表・表彰式と移っていった。

成績は次の通りです。

- 優勝 西村禎二氏
- 準優勝 大野孝雄氏
- 三位 小林栄治氏
- B C賞 小林栄治氏
- N P賞 森山博美氏
- 〃 小林栄治氏
- D C賞 田中照人氏
- 〃 波多野司氏

以上の表彰の外に飛賞など、たくさんのお賞品が贈られ、参加者全員の拍手の内に午後四時三十分閉会となり、次回の健闘を誓い合いながら散会した。

税のこぼれ話

節税とは……

申告前に気を配る

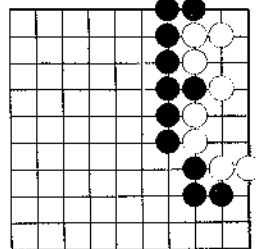
こと

脱税とは……

申告後に気が疲れる

ること

囲碁コーナー



(黒番)手筋の問題コウになれば成功です。解答は11頁にあります。



二 税 務 コー ナー

印紙税(収入印紙)の

取扱いについて

私たちが日常会社の取引及び生活のなかで取り交わす文書の中には、契約書や領収書などのように印紙税がかかるものが数多くあります。

△印紙税がかかる

文書と税額▽

印紙税がかかる文書は全部で二十五種類あります。

その主なものは契約書、借用証書、領収書のほか、手形、商品券、株券、預金証書、地代、家賃通帳、委任状などです。

印紙税額は最低二〇〇円で、預金証書や委任状のように一通ごとに定額のもの、不動産の売買契約書や領収書のように、その文書の記載金額に応じて税額が異なるものがあります。

△印紙税の納付

のしかた▽

印紙税は、印紙税がかかる文書を作成した人がその文書に、定められた額の収入印紙をはって、文書と印紙の両方にかかるように消印をして納めます。

△間違いの多い事例▽

- (1) 一つの契約について、契約書を何通も作成する場合がありますが、この場合には、その全部に収入印紙が必要です。
- (2) 不動産の売買契約をするときに契約書の一通だけを「正本」とし、その他のものには「写」「副本」「謄本」などと表示する場合があります。この場合、契約する人の署名や押印のあるものには、正本と同じように収入印紙が必要です。
- (3) 覚書、念書、差入書のように、契約の成立等を証明するために作られる

文書は、印紙税法上の契約書に含まれますから、その内容によっては収入印紙が必要です。

(4) 請求書やお買上票などに「相済」または「了」などと書いたものは請求額や売上代金を受取ったという事実を証明するものですから受取書としての収入印紙が必要で

す。

(5) 仮領収書でも、金銭などを受取ったという事実を証明するものですから、受取書としての収入印紙が必要で

す。

△印紙税を

納めなかつたとき▽

昭和五十六年五月の税法改正により、印紙税額は二倍になりました。

収入印紙が必要な文書に収入印紙をはらなかつたり、収入印紙をはっても納めるべき税額が不足しているときは、はらなかつたり、不足している税額の三倍に相当する額(最低一〇〇〇円)の過怠税がかかります。

見直していただき、正しい納税をしてください。なお、わからないことやお知らせになりたいことがあ

りましたら、税務署間税担当までお気軽にお尋ねください。
(石見大田税務署)

解 答

(1)

(2)

(3)

(4)

黒いのツケから打つ筋もありますが、黒13とキリサがるのが、白の形をダメ詰まりに導くわかり易い手筋です。

続いて、

2図(即死)白1とオサえれば、黒2と二の筋にツケるのが急所の一撃で、白は手出しができません。

3図(悶死)白1と眼を持つたとき、黒イと詰めれば白五子は取られますが、それよりも黒2と出て行くのが、強手で白3と詰めても黒4と出ればダメ詰まりのため、白は眼を造ることができません。俗にいう「ダメの詰まりは身の詰り」です。

4図(窮余の一策)白1と二の筋にサがるのがねばりのある抵抗ですが、黒2白3とコウにすれば黒成功です。

通信コースで総務管理士に

どんな企業にも、源泉徴収事務や社会・労働保険あるいは労基法関係事務といった法定事務が共通して課せられています。中小企業では、これらの事務を、ひとりのベテラン担当者がテキパキと処理している例が少なくありません。小さな企業にとって、こうした担当者は、実に頼り甲斐のある貴重な人材です。

財団法人全国法人会総連合では、このような人材を養成していくため、「総務管理士制度」を設けています。

「総務管理士制度」というのは、主として総務部門で担当する法定事務を確実に処理できる人材に対して一定の試験により、合格者に与える認定資格です。

この制度が誕生して、すでに二年近くなりますので、現在、通信コース受講生二〇〇〇余名、講義コース受

講生（東京地区に限定）五〇〇余名にも達し、「総務管理士」となられた方々も二五〇名になりました。また、「アフターケア」として「総務管理士会」も近々、誕生するはこびとなります。

当養成講座の概要は次のとおりですが、詳しいパンフレットをご希望の方は、下記へお電話でご請求ください。

〔受講資格〕 年齢、学歴、経験、性別など特に制限なし。常時申込みを受付。

〔履修科目〕 ①基本事務・②経理実務入門・③源泉徴収事務・④社会保険事務・⑤労働保険事務・⑥労務管理事務。

〔受講料〕 一名三万円（テキスト代・スクーリング受講料・認定試験受験料を含む）。

〔学習期間〕 添削期限は八か月（認定試験の受験は

期限なし）。

〔教材〕 テキスト（B5判約一〇〇頁）八冊、その他、資料（カセット・テープをスクーリングに参加できない人のために実費にて販売。一科目一〇〇〇円）。

〔スクーリング〕 毎年五月十月に二回にわけて、東京・大阪の二地区で開催。

〔認定試験〕 毎年六月・十一月の日曜日に、履修の六科目について記述式の筆記試験を全国一斉に行う。開催地は、札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・金沢・大阪・広島・高松・福岡・熊本・那覇の十二か所。なお不合格者には追試制度がある。

〔認定証〕 認定試験の合格者には「総務管理士認定証」が授与され、所属企業等にその旨が通知される。

〔申込・問合せ先〕 財団法人会総連合認定試験部（〒一六〇東京都新宿区坂町13-4 電話03-1114916直通）

解答

（途中図）▲5三角打まで

▲先手持駒なし

9	8	7	6	5	4	3	2	1
		王						
		龍		角				
		桂						
竜		歩						

一 駒持手駒

〔正解手順〕 ▲7三角△同飛 ▲9二飛成△7一玉 ▲5三角△同飛 ▲7二桂成迄 ▲9二飛成が正しくない事はヒントでいきましたが、詰将棋は玉をせまくせまく追わなければ正解に達する筈がありません。詰将棋を詰めるには第一手で詰将棋らしい手があるのが普通です。指将棋が弱くても詰将棋の上手な人がよくおりますが、この詰将棋らしい手を第一感でさぐり出すからです。第一手 ▲7三角はよく現れる手 ▲9二玉と飛車をとれば ▲7一角△8三玉 ▲8二角ではよく詰みます。右手順中△7一玉に ▲5三角が好手で合駒はできず△同飛の一手、▲7二桂成で詰上りとなります。▲6二角と打っては△6一玉で詰みません。

編集後記

たとえ法人会の規模は小さくても、その事業は盛大に活発にやろうという、会員一同の熱意に支えられて、編集部員一同は、天領の名に恥じない読みごたえのある、しかも読めば何か得るところのある会報づくりに燃えております。

今後とどまることない発展が、各界より期待されている当法人会の歴史の記録として、永遠に残るでありましょう会報ですから、会員一同の御意見、御批判、御叱声の下に練り上げてゆくべく決意いたしておりますが、今の処、内容に対するご注文、ご投稿が比較的少ないので、今後のご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。次第であります。

末尾になりましたが、本号編集に御協力頂きました多くの方々に、心から御礼申し上げます。

（広報部）

鋼 船・軽合金製船舶建造
鉄 工 工 事 一 般

有限会社 小林造船所

邇摩郡温泉津町温泉津 TEL (08556) 5-3131(代)

設 計 ・ 監 理

株式会社 尾川建築設計事務所

本社 仁摩町大字仁万町465の1 営業所 江津市江津町1005の2

見なおそう 育てよう ふるさと生まれの特産品

お中元に 焼わかめ
お土産に 板わかめ 他、海産珍味



(株)渡邊水産食品

大田市久手町波根西1697 TEL (08548) 2-8011

STENLA 全製品 —— 設計・製作・納入・施工
すぐれた製品は高度な技術と設備から ——

昭和技术研株式会社

代表取締役 金 川 昭

〒694 本社工場 島根県大田市大田町大田イ833-2 ☎(08548)2-1029(代)

食品加工機器資材一式

有限会社 尾原貞義商店

代表取締役 尾 原 明 徳

大田市大田町イ73-7 TEL (08548) 2-1252

土木建築 設計 施工
舗 装

東和商事株式会社

代表取締役 波多野 親

島根県大田市大田町吉永1266 ☎(08548)2-0175(代)



大田邇摩法人会会報 第3号

昭和57年6月25日発行

発行所 大田邇摩法人会

編集 広報部会 部長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2-0765

印刷 月橋印刷

大田市鳥井町鳥越(工業団地内)

TEL (08548) 2-0540